

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

今号の記事

■ 特集 2014年度「法整備支援の研究」全体会議

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑郁 2頁
名古屋大学大学院法学研究科教授 國分典子 …… 3頁

■ 特集 海外拠点研究活動

ハノイ行政法セミナー …… 4頁
元名古屋大学大学院法学研究科特任講師 金井怜己
龍谷大学大学院法務研究科長・教授 本多滝夫

インドネシア医療保障セミナー …… 6頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 新地真之
岐阜経済大学経済学部教授 菅谷広宣

■ TOPICS

ベトナム人教師と日本人教師が「共に働く」とは? … 8頁
名古屋大学国際教育交流センター特任講師 松尾憲暁

ラオスで日本型刑事模擬裁判を実施 …… 9頁
横浜地方検察庁検事 中村憲一

連携企画「アジアのための国際協力in法分野」… 10頁
名古屋大学大学院法学研究科研究員 三輪恵

司法修習生CALE夏季セミナー体験記 …… 11頁
第68期司法修習生 羽山陽香

■ New ミャンマー便り …… 12頁
元名古屋大学大学院法学研究科特任講師 波多野英治

■ 研究報告

韓国の憲法裁判における新たな試み …… 14頁
名古屋大学大学院国際開発研究科博士前期課程2年 益田浩志

■ CALEからのお知らせなど …… 15頁

No.35

2015.9.30

東アジアにおける憲法秩序化を展望する



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター長

小畑 郁

2014年度の名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議は、2015年2月8日（日）、「東アジア『統合』の時代における多層的憲法秩序化の展望」と題し、ホテルメルパルク名古屋にて開催した。本会議の趣旨は、東アジア（北東アジア・東南アジア）に焦点をあて、国内における立憲主義の進展と、地域統合に向けて加速する法のハーモナイゼーションおよび多層的憲法秩序化との関係について、学術研究の新たな可能性を展望することであった。

第一セッションでは、小畑の「東アジアにおける多層的憲法秩序化の現状と課題」、シュニユッツ・ルドルフ・デュール氏（欧州評議会）からの「アジアにおける人権保障制度の創設に向けたヴェニス委員会の取組み——“Variable Geometry”と関連する諸問題について」、およびイム・クッキ氏（韓国憲法裁判所）からの「韓国憲法裁判所によるアジアの憲法裁判所ネットワーク形成への貢献」という三つの報告を受けて議論を行った。報告と議論の内容については、國分典子教授執筆の記事（次頁）をご参照いただきたい。

第二セッションでは、第一セッションを受けて、鮎京正訓教授（名古屋大学、当時）に論点を指摘していただいたのち、続いて、タイ、台湾、ミャンマー、モンゴル、インドネシア、カンボジアから招聘した裁判官・研究者により、各国の憲法裁判所等の違憲審査機関の機能および役割についてご紹介いただき、最後に、全体討論を行った。

本会議の直接の背景には、2015年にASEAN共同体発足が合意されていること、および、2014年9月にソウルで開催された世界憲法裁判会議第3回大会で、韓国憲法裁判所長官が基調報告において「ア

ジア人権裁判所」の設立を提案したことがある。

地域的な「統合」という場合、経済分野が強調されている。しかし、ASEANにおいても、「経済共同体」となると「政治・安全保障共同体」（人権などについての価値共有を含む）と「社会・文化共同体」の設立が謳われており、また、人権概念に懐疑的といわれてきた東アジアでも、ASEAN政府間人権委員会がすでに活動していることなど、政治的価値の共有を目指す動きが目立っている。

他方、ヨーロッパでは、経済的統合が先行する形で現在では政治的な「統合」も含めれば多層的な「憲法秩序」化が実現しているが、第2次世界大戦直後とは比較にならない程度でグローバル化が進んでいる段階で「統合」をはじめめるアジアでは、そうした積み上げ方式を採用することができるのか、疑問がある。たとえば、東アジアにおいては、すでに国際離婚問題が急速に深刻化している。そうすると、各国婚姻法の近代化→それらの地域的ハーモナイゼーション→それらの国際的抵触問題の処理という順序で進むのではなく、まず一定の共通の価値（「子どもの最善の利益」など）の確認から具体的問題を処理せざるをえないとも考えられる。

本会議は、このような問題を含め、東アジアにおいて「憲法秩序」を構想すること自体の意義と限界、構想する場合の理論的・実際の課題を明らかにしようとする議論の貴重な機会を提供するものであったと自負している。しかし、こうした議論はなお断片的な段階にとどまっており、今後も継続していく必要がある。

なお、来る2015年度の全体会議は、2016年3月12日（土）に開催し、前日の11日（金）には、CALE新棟落成記念式典を行う予定である。今年度も多くの方々のご参加をお待ちしている。



出席者の皆様と

アジア人権裁判所構想とその実現可能性



名古屋大学
大学院法学研究科
教授

國分 典子

2015年2月、名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議に参加した。今回のテーマは、東アジアの立憲主義の進展と地域統合に関するものであった。ここでは、私が司会を務めた第一セッションでの議論を紹介しつつ、若干の所感を述べることにしたい。

第一セッションでは、CALEの小畑センター長、欧州評議会ヴェニス委員会のデュール憲法裁判部部長、韓国憲法裁判所のイム国際課課長補佐による報告と質疑が行われた。主たる議論の対象は、アジアにおける人権裁判所の設立可能性である。

アジア人権裁判所については、2014年9月、第3回世界憲法裁判所会議が韓国憲法裁判所において開催された際に、パク・ハンチョル韓国憲法裁判所長がその構想を発表した。世界憲法裁判所会議は、ヴェニス委員会に事務局をおき、デュール部長が事務局長を務めている。デュール報告は、参加各国の裁判所が適正な機能を営めるようにサポートする役割を同会議が担っていることを紹介し、またそうした面からもパク憲法裁判所長の提唱するアジア人権裁判所構想を推進すべきものと評価した。これを受けてイム報告は、韓国憲法裁判所とヴェニス委員会の協力関係および2012年のアジア憲法裁判所連合（AACC）の設立を紹介した。

ヨーロッパやアメリカにあるような地域的な人権保障システムがアジアにはいまだに存在しない。立憲主義の受容によって人権が守られるべき普遍的な価値として認知されている以上、こうした取り組みはアジアでも歓迎されるべきものであり、それ自体に反対する意見はほとんどないであろう。しかし討論においては、やや懐疑的と思われる意見も多くみられた。その理由のひとつは、アジアにはEUのような政治的統合がなく、各国政府が人権保障の地域的統合をどのように受け止めるかが未知数であることにある。

人権裁判所の創設には参加国の政府の同意が必要となる。小畑センター長は、東アジアにおいてASEANという核となる共同体ができて、その外に中国や日本のようなアジアの大国があり、それらをどう巻き込んでゆくかが問題となること、しかしながら、政治的・経済的な問題の進展を「待つ」のではなくそれと「並行して」アジアの人権保障メカニズムを考えてゆくことが必要であることを指摘したが、これを具体的にどう実践してゆくかが課題となろう。そのような中で、デュール部長が強調したのは、「枠を広げすぎないこと」、「最初は実質的に協力できる国だけに限定することが大切で、そこから段階的に広げてゆくことを考えること」であった。これは極めて重要な指摘であると考えられる。

アジアにおける地域統合の難しさが語られる場合に、しばしば挙げられるのが価値の共有の問題である。共通な価値として人権の普遍性が認められているならば、地域的人権保障メカニズムの構築は政治統合や経済統合より本来容易なはずである。これが果たせない裏には他のメカニズムとの衝突や各国の利害の錯綜といった問題がある。加えて、アジア諸国（日本も含めて）に関しては、従来から、国内的な人権保障についても経済成長と比較してその後進性が指摘されてきた。これを大括りに「アジア的特殊性」と捉えることは早計であろうが、一方で、各国の人権や国家の理解には、単純に「普遍性」のみでは括れない歴史的、文化的、ないし思想的ファクターが内在しているのも事実である。人権の領域では、これらをひとつひとつ分析し着実に乗り越えてゆく地道な長い努力が、政治・経済領域以上に強く要求されている。



第一セッションの質疑応答の様子

海外拠点研究活動

ハノイ行政法セミナー



元名古屋大学大学院
法学研究科
特任講師
金井 怜己

名古屋大学日本法教育研究センター（ベトナム）とハノイ法科大学との共同開催により、2015年3月20日（金）（9:00-16:00）にハノイ法科大学A棟において行政法セミナーを実施した。本セミナーのテーマは、「ベトナムにおける行政決定の策定に関する透明性及び責任制度を確保するための法的枠組みの構築—日本の経験を参考にして—」である。

ベトナムは1990年代から行政改革が実施されているにも関わらず、未だに行政決定についての効果的かつ包括的な法的枠組みを有していない。そのため、ベ

トナム政府は2011年から2020年を行政改革促進期間と定めた。行政法制度改革を担当している司法省は、2016年の国会に新たな行政法案を提出するために準備を進めている。特に国家権力の濫用防止や国民の権利保護との関係において重要となる、行政命令やその決定過程について効果的かつ包括的な法的枠組みの策定に注力している。そこで、司法省直轄機関であるハノイ法科大学から日本の行政決定に関する法理論の知見を得たいとの要請を受け、「良い統治」の実現の一助となることを期待し、本セミナーを実施するに至った。

セミナーでは、ベトナム側からはハノイ法科大学教員、司法省職員、国会議員、日本側からは行政法研究者である本多滝夫教授（龍谷大学）、安田理恵助教（名古屋大学）に報告していただいた。報告に加え、質疑応答及びディスカッションが行われた。参加者は総勢60名を越え、白熱した議論が行われた。

ベトナム行政法学の現状と課題—セミナーに参加して—



龍谷大学大学院
法務研究科
研究科長・教授
本多 滝夫

今回のセミナー「ベトナムにおける行政決定の策定に関する透明性及び責任制度を確保するための法的枠組みの構築—日本の経験を参考にして—」は、ベトナムにおいて行政命令制定法を整備する作業が進められているなかで（司法省「行政命令の制定に関する現状、及び行政命令制定法の制定に係る政策の諸指向」〔セミナー報告集収載〕参照）、セミナーのタイトルにあるとおり、日本における行政決定に関する基本原則、手続等を紹介することで、当該作業に必要な知見を提供

することにその目的があった。事前の打ち合わせでは、日本の紹介は名古屋大学の安田理恵助教（「行政命令の策定における透明性および説明責任の確保」）の役割である、とのことであったから、筆者の役割は、安田助教の報告に補足を加え、ベトナムの現状の報告につき日本法の観点からコメントをすることで足りるものと想定していた。ところが、ベトナム側の報告に関する質疑に入るや否や、参加者から日本の行政法に関する質問が矢継ぎ早に繰り出され、安田助教が報告する前に、それに対する回答の即時起案に忙殺されることになった。

質疑は多岐にわたっていたところ、ここでは筆者において印象に残った質疑のみを紹介しておく。

■ 行政作用の概念について

日本では、具体的に市民の権利義務を規律する行

政作用を行政行為または（行政）処分として性格付け、行政訴訟である抗告訴訟の対象であるとして、不服がある市民がこれを裁判で争うことを認めている。これに対し、ベトナムでは、行政命令と行政行為とは別のものであり、行政命令は行政行為の中でも書面によって行われたものを指し、行政訴訟で争うことができるのは行政命令に限定されているという。したがって、許認可等の申請を認容する場合には「…証」が交付されるので行政命令であるが、通常はそのようなものは交付されない、申請を拒否する決定は、行政命令ではないので行政訴訟で争うことができないことになる。権利関係を明確にするためのものにすぎない書面主義が、逆に、市民の争訟の機会を制限しているベトナムと、書面主義が法定化されていないがために、法効果だけに着目し、具体的規律性を有する行政作用につき市民に広く争訟の機会を保障することができている日本との相違が明らかにされた。もっとも、日本でも、比較的最近まで判例において具体的規律性の有無が厳格に判断されていたために、争訟の機会が狭められていたことは否定できない。

■ 行政決定を行う権限の所在について

日本では、行政決定を行い、これを対外的に表示する権限を有する行政機関を行政庁と呼び、行政庁の多くは独任制であるから、通常は、当該機関の長が行政庁となる。これに対し、ベトナムでは、合議制である行政委員会が一般的である。日本では委員会自体が行政庁となることに異論はなく、行政行為は委員会の名でなされる。しかし、ベトナムでは、土地収用の行政命令が委員会の名で出されたり、委員長の名で出されたりしているとのことである。事務の分掌と権限との関係が法的に整理されていないために、行政命令に対する責任の所在が不明確となり、行政訴訟において誰を被告としたらよいか問題となることはたしかである。日本では、前述のとおり、委員会の決定は委員会として委員会名で行われていること、事務の分掌に応じて権限が分配されている場合には長以外の職員でも、行政決定を行うことができる旨を紹介した。もっとも、日本で多用されている、専決、代決といった事実上の権限の代行については、ベトナム側の質問に答えつつ、やはり対外的には法的責任の所在を曖昧にするものだと自虐的な紹介になってしまった。

■ 裁量権の統制について

裁量権という用語は日本の行政法では一般的であり、実定法の用語でもある（行政事件訴訟法30条参照）。これに対して、ベトナムには、裁量権に相当する法律用語は存在しないようである（グエン・ヴァン・クアン＝ファン・ティ・ラン・フアン「行政決定の策定における裁量権、かつ、その行使の監査」〔セミナー報告集収載〕参照）。これは、ベトナムにおいては法治主義が徹底しているからではなく、行政決定についてこれまで行政管理の観点から行政の内部統制が優先し、裁判所によるコントロールが注目されてこなかったことによるものと思われる。その意味で、ベトナムでは行政決定のコントロールに対する裁判所の役割を増大させるためには、行政機関の判断に敬讓を払いつつも、その逸脱・濫用については違法と判断し得る「裁量権」に関する法理の開発が必要とされているようである。ともあれ、そのような事情にかんがみて、最高裁判所の判例に言及しながら、日本における裁量権濫用の法理を紹介した。残念ながら、この問題については、時間の制限もあり、一方的なレクチャーになり、参加者と十分な意見交換ができなかった。

今回のセミナーは筆者にとってはベトナム行政法をはじめで知る機会であり、当初はいくつかの点で誤解もあったが、参加者と意見交換をするうちに理解を深めることができた。行政命令制定法の制定作業を契機にして、ベトナムの行政法学は、法律学として新しい局面を拓きつつある。日本の行政実定法は、未だ行政通則法をもつことがないという意味で、他国のそれと比較して先進的とは必ずしもいいがたい。そうした自省を踏まえつつ、アジア全体における行政法の発展に寄与するために今後もベトナムとの交流を継続していきたい。



セミナーを終えて

インドネシア医療保障セミナー



名古屋大学
大学院法学研究科
特任講師
新地 真之

■ セミナーの趣旨

2014年1月1日、インドネシアで、国民皆保険を目指す新医療保障制度が開始された。同制度は医薬業界を始め、内外から広く関心を集めているが、見切り発車の感は否めない。このような状況に鑑み、日伊両国の専門家を招き、特に法整備の観点から同制度の課題を整理し、議論することを趣旨として、本セミナーを開催した。

企画・立案は、私とガジャマダ大学法学部Oce Madril先生が中心となり、多くのスタッフと幾度も協議を重ね、本年3月にセミナー開催へとこぎつけることができた。なお、本セミナーは、昨年10月の「会社法セミナー」に続き、本センターが主催した2回目の国際セミナーとなる。

■ セミナーの概要

スピーカーとして、まず、インドネシア側から、保健省 (Kementerian Kesehatan) で医療保障関連の立法業務に携わっておられる同省法令部部長 Sundoyo 氏、保健省元副大臣 Ali Ghufroon Mukti 氏、そして、ガジャマダ大学法学部講師で社会保障を研究されている Mailinda Eka Yuniza 先生を、一方日本側からは、ASEAN 諸国の社会保障を研究されている岐阜経済大学教授・菅谷広宣先生をお招きした。

当日は、先生方の講演、質疑応答に続き、問題点の整理、議論へと入った。「新制度への移行に伴う財源問題」、「地域間医療格差問題」、さらに「私立病院の新制度への参加問題」など、興味深い議題が提示され、これらについて活発な議論が行われた。

■ むすびにかえて

今回、ガジャマダ大学、名古屋大学の関係者の皆様には、本セミナーを開催する上で大変お世話になった。これら多くの方々の御協力がなければ、本セミナーは開催できなかったと思われる。この場を借りてお礼を申し上げたい。

国民皆医療保障を目指すインドネシアセミナーに参加してー



岐阜経済大学
経済学部
教授
菅谷 広宣

■ はじめに

私は2015年3月17日にガジャマダ大学で開催されたインドネシアの国民医療保障 (Jaminan Kesehatan Nasional : JKN) に関するセミナーに、ゲスト・スピーカーの1人として参加した。それまで

私はCALEとのご縁がなかったが、名古屋大学大学院国際開発研究科の島田先生にお声掛けいただいた。同先生とは面識がなかったが、ASEAN 諸国の社会保障に関する拙著をお読みいただいたとのことで、比較社会保障制度論の立場からの報告を期待されていたようであった。

■ インドネシアの医療保障について

JKNは2014年1月1日にスタートしたもので、それ以前の医療保障制度は、公務員 (退職者を含む) を対象とする ASKES (Asuransi Kesehatan Pegawai Negeri : 公務員健康保険)、軍人・警官・国防省

および国家警察職員（退職者を含む）を対象とするASABRI（Asuransi Sosial ABRI：インドネシア軍人社会保険）、民間部門の被用者を主たる対象とするJAMSOSTEK（Jaminan Sosial Tenaga Kerja：労働者社会保険、以上は拠出制）、および中央政府の医療扶助制度であるJAMKESMAS（Jaminan Kesehatan Masyarakat：住民健康保障）、地方政府の医療扶助制度であるJAMKESDA（Jaminan Kesehatan Daerah：地域健康保障）に分かれていた。JKNはこれらを一本化し、WHOが提唱するUHC（Universal Health Coverage：国民皆医療保障）を目指すものである。

■ 私の報告について

今回のセミナーでは、インドネシアが2019年1月1日までに目指しているUHCをすでに達成しているタイと、1995年からUHCの実現に取り組んできているフィリピンの事例を紹介するとともに、それらの取り組みがインドネシアのJKNに対して与える示唆について報告した。また、1961年という早い段階に国民皆保険でUHCを達成した日本の経験についても、最後にふれさせていただいた。1961年当時の日本といえば、まだ農業就業者を含むインフォーマル・セクターが相当に存在しており、現在のインドネシアにおける就業構造と類似していた。そのような就業構造のもとで国民皆保険が実現できた要因に関する研究は十分になされていないが、インドネシアのような国にとっては興味を引く事柄であろう。

■ 報告終了後の質疑応答について

すべての報告が終了した後に行なわれたフロア参加者とスピーカーとの間の質疑応答では、使用言語がそれまでの英語からインドネシア語になった。私は日常会話レベルのインドネシア語はできるが、専門的な話になると理解は不能で、どのような質疑応答が行なわれているのかわからなかった。それを察した島田先生が途中から私の横で通訳してくれたが、それを聞いているうちにJKNの仕組みに関する質疑応答が行なわれているらしいということがわかった。

質疑応答に続く問題点の整理と議論が終了したところでセミナーは閉会となった。参加者が会

場を後にしようとしているところへ、ガジャマダ大学の学生さんが私の所へ質問にきてくれた。インドネシア語で行なわれた質疑応答では私への質問は遠慮してくれていたのであろう。その質問の内容は、日本ではなぜ早期に国民皆保険が実現できたのかというものであった。日本で国民皆保険のもととなった法律は1958年にできた国民健康保険法であったが、同法に類する法律が最初に制定されたのは1938年であり、それ以来、試行錯誤を重ねて国民皆保険が達成されたことを説明させてもらった。なお、質問をしてくれた学生さんは数学専攻ということであったが、JKNに対する国民全般の関心の高さを感じた。

■ おわりに

セミナー終了後は、CALE関係者の方々とするすべてのスピーカーとによる簡単な昼食会が開かれた。私は2014年8月にJKNを運営している健康社会保障運営機関（BPJS Kesehatan）を訪れ、JKNに関する聞き取り調査を行っていたが、その後に制度の運営に関する変更も行なわれたようで、特に保健省法令部部長のSundoyo氏との話を通じて私自身もJKNに対する理解を深めることができた。ただ、個人的には他の参加者との親睦をもっと深めることができればさらによかったと感じた。

最後に、今回のセミナーをコーディネートくださった名古屋大学およびガジャマダ大学の関係者の方々、特に名古屋大学側では新地先生、島田先生、CALEの三輪さん、松本さんに感謝を申し上げます。



セミナーの様子（2015年3月、筆者右端）

ベトナム人教師と日本人教師が「共に働く」とは？ —日本語教員研修を実施して—



名古屋大学国際教育
交流センター特任講師
(元名古屋大学大学院
法学研究科特任講師)
松尾 憲暁

■ 研修の概要

日本法教育研究センター（ベトナム）（以下、CJLV）では、2015年3月14日（土）に「日本語非母語話者教師と母語話者教師の協働—韓国・タイからベトナムへ—」と題した日本語教員研修を実施した。研修自体はCJLVでの日本語教育を想定した内容であったが、外部の日本語教育関係者にも呼びかけた結果、ベトナム国外からも合わせ20名の方にご参加いただくことができた。

■ 講演

セミナーは二部構成とし、第一部では「教師間協働の研究実践」として、日本語非母語話者教師と母語話者教師間の協働について研究をされている門脇薫先生（摂南大学）、中山英治先生（当時：いわき明星大学、現在：大阪産業大学）、高橋雅子先生（当時：青山学院大学、現在：早稲田大学）の3名にご講演いただいた。まず、門脇先生から韓国の日本語教育事情を織り交ぜながら教師間協働の意義や概要、そして教師間協働の実践や研究がなぜ必要になるかについてお話いただいた。次に、中山先生からは教室外での協働の意義について、タイの大学で働く教師を対象にした研究の結果を挙げながらお話いただき、教室外でどのような協働が可能か、という話題提供がなされた。そして、高橋先生からはベトナムでのチームティーチングに焦点を当てた研究から、教室内での協働のあり方について、以前ベトナムで教えていた経験を踏まえお話いただいた。

■ ワークショップ

第二部では、第一部で得られた知識を参加者自身

に引きつけてもらうために、ワークショップを行った。ワークショップではベトナム人教師と日本人教師がグループになり、ベトナム人教師／日本人教師それぞれの長所・短所について考えてもらった。「日本語教師」という同様の立場とはいえ、ベトナム人教師も日本人教師も、現場で「これは難しい」と感じていることは少なくない。例えば、ベトナム人教師は「発音・文法・表現が正確かどうかわからない」「日本について知らない情報がある」、日本人教師は「細かなニュアンスが伝えられない」「学生との心的距離が遠い」といった点に難しさを抱えている。

しかし、このような難しさは協働することで補うことができる。どのような協働ができるかを考える後半の活動では、各グループから「作文チェックの際、日本人教師が文章をチェックし、ベトナム人教師が書きたいことを確認する」「授業で挙げる場面や例文などが、ベトナム人／日本人の視点から理解できるか、について授業準備のときに確認する」など、様々なアイデアが提案された。

最後に行った振り返りでは、「ベトナム人教師／日本人教師が抱える不安が理解できた」という意見が多く挙げられ、ワークショップを通じてこれまで見ていなかった部分を感じられたようであった。

■ 教師が協働することの可能性

CJLVではベトナム人教師と日本人教師が協働で教育に従事している。そこでは教育観や仕事に対する価値観の相違から意見がぶつかることもあるかもしれないが、逆に言えば、ベトナム人教師だけ、日本人教師だけでは持てない視点が生まれ、新たな価値を創出する場であるともいえる。もちろん教師は多様であり、「ベトナム人」「日本人」という安易な区別は避けなければならないが、共に働く仲間として互いのことを知り、お互いを支えあう形で教育に当たることができれば、一人の教師では行えない教育が提供できるようになるのではないだろうか。

ラオスで日本型刑事模擬裁判を実施—法学部生が大活躍!



横浜地方検察庁検事
(元JICAラオス法律人
材育成強化(法整備支
援)プロジェクトチー
フアドバイザー)

中村 憲一

■ 実施に至った背景

2010年7月に始まったJICAラオス法律人材育成強化(法整備支援)プロジェクトも、2014年7月にフェーズ1を終えてフェーズ2に入った。フェーズ1・2いずれも、執務参考資料の作成又は民法典の起草等を通じて、ラオス側実施機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の(教)職員を中心にその人的・組織的能力の向上を図るものであり、これまで幸いにもラオス側から高い評価を得てきた。

当プロジェクトは、2014年2月に設立されたラオス・日本法教育研究センターとの間で、同センターの設立当初から連携・協力を図ってきた。その一環として、同センターから、ラオス国立大学法政治学部 of 学生による日本型模擬裁判を実施しないかとの提案をいただき、日本の裁判実務を学生たちが身をもって学ぶことでラオスの裁判制度をより深く理解するのに役立つと考え、同センターと日本型刑事模擬裁判を共同実施することとした。

■ 模擬裁判の概要

模擬裁判の実施に先立ち、2015年3月23日に刑法学科の学生たちに日本の刑事訴訟手続に関する事前セミナーを実施した上、その後の3月25日に模擬裁判を実施した。

今回の模擬裁判は、日本の刑事法令の適用を前提とした強盗致傷事件を題材とするものであり、裁判員裁判の対象となるケースであった。争点は被告人が犯人といえるかの一点であり、被害者による一応の目撃証言はあるものの、それだけでは決め手たり得ず、情況証拠と相まって被告人を犯人として認定できるか検討する必要があった。ベースとなるシナリオを当プロ

ジェクトから提供したものの、ラオス刑事訴訟法を学習中の刑法学科3年生が主体ということもあり、私自身、当初から彼らには題材がやや難しくないかとの懸念を抱いていた。

結論から言うと、その懸念は杞憂にすぎなかった。裁判官・裁判員、検察官、弁護士、被告人、証人に扮した学生22名はそれぞれの役を熱演し、その後、裁判官・裁判員役だけでなく、傍聴した学生全員も10名程度のグループに分かれて評議をした上、その結論を発表した。裁判官・裁判員役を含む6つのグループの結論が、有罪3、無罪3に分かれたのは興味深かった。それ以上に印象的だったのは、各グループとも結論に至る思考の過程を自分たちの言葉で説得的に論じていた点であった。

■ 模擬裁判の成果と今後への期待

模擬裁判に参加した学生たちは、ラオスの職権主義的な手続とは異なり、主張・立証など訴訟追行の主導権が当事者に与えられている日本の当事者主義的な手続に触れ、これとの対比で自国の制度の理解をより深めたと思われる。加えて、学生たちが事実認定の難しさと面白さを多少なりとも感じてくれたとしたら、成果としては十分と言えよう。

今回の模擬裁判は、幸いにして、学生からも、また、法政治学部教員からも高い評価を得たと聞いている。今後、学生がより一層自主性を発揮するとともに、ラオス型の模擬裁判と組み合わせ、あるいは、民事裁判の題材も取り入れるなど更に進化した日本型の模擬裁判を実施することにより、ラオスの法学部生のリーガルマインドの陶冶に一層役立つことを期待したい。



模擬裁判の様子(壇上は裁判官・裁判員役の学生)

連携企画「アジアのための国際協力in法分野」 —アジア法研究・法整備支援を未来へつなぐ—



名古屋大学大学院
法学研究科
研究員
三輪 恵

連携企画「アジアのための国際協力in法分野」は、今年で6年目を迎えます。アジア法研究、法整備支援に携わる次世代の人材育成を目指し、法学部生から大学院生、法科大学院生、社会人まで幅広い方々を対象に実施されてきました。本連携企画は、公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、神戸大学大学院国際協力研究科、早稲田大学法学学術院・比較法研究所、名古屋大学大学院法学研究科・CALEの先生方の「若者たちのアジアへの関心を育て、将来へつなげたい」という熱い想いから、2010年に開始されました。それから毎年、さらに多くの機関や先生方のご協力を得ながら実施され、今では日本全国から参加者を集める人気企画となっています。CALEは、先生方のご指導の下、本連携企画の運営を担当しています。

本連携企画は、1年を通じ、「キックオフセミナー」、「サマースクール」、「法整備支援シンポジウム」の3つの企画を実施しており、企画が進むにつれ、参加者の主体的な参加を促す構成となっています。第1弾のキックオフセミナーは、アジア法研究や法整備支援を「知る」ための導入編として、参加者が本分野への興味関心を高めることを目的に、専門家による講演およびパネルディスカッションを行っています。第2弾のサマースクールでは、知識を「深める」ことに主眼を置いた3日間のプログラムを実施しています。専門家による、アジア諸国法の最新動向や研究方法論、法整備支援の理論的考察などの講義に加え、アジア諸国（ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カン

ボジア）の法学部生とのグループ討論や参加者同士の意見交換の機会を設けています。第3弾の法整備支援シンポジウムでは、有志グループによる研究発表をメインプログラムに据え、より主体的にアジアの法と社会を「考え、発信する」企画を実施しています。このシンポジウムは、学生を中心に構成された実行委員会によって課題設定や企画立案が行われ、当日の企画運営に至るまで、学生の力によって支えられています。

本連携企画は、アジアの法と社会について学ぶ場として非常にユニークな企画であるだけでなく、その後のキャリアパスやアジアとの関わり方を考える際の支えとなる「仲間と出会い、ネットワークを作る」という点においても、貴重な機会となっています。

今後も、前述の主催大学・機関の先生方のイニシアティブによって、多くの方々が「アジアの法と社会、法整備支援に出会う場、深める場」として継続的に開催していくことができると考えています。この場を借りて、各企画においてお力添えいただいている多くの先生方に、心よりお礼申し上げます。

企画の告知は、随時CALEホームページに掲載しております。今回は、11月28日（土）に慶應義塾大学において「法整備支援シンポジウム」を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。



サマースクール講義の様子
(外山太士先生「日弁連の国際司法支援」、2015年8月)

司法修習生 CALE 夏季セミナー体験記



第68期司法修習生
山 陽香

■ 司法修習生として夏季セミナーに参加した目的

2015年8月17日から28日までの2週間、司法修習の自己開拓プログラム先として、CALEに受け入れていただきました。同時期に、アジア各国の名古屋大学日本法教育研究センターから25名の学生が来日し、約2週間の研修を行う夏季セミナーが実施されていたため、夏季セミナーのお手伝いをさせていただくことになりました。

司法修習の実務修習課程においては、アジアの留学生に対して日本の法制度をわかりやすく伝えてアジア各国との比較や改善策を検討する機会や、アジアの国々の現在の社会状況に鑑みて、どのような法律及びその運用が望まれるのか、日本の法曹がそれに対して何かできるのか等を考え議論する機会というのはありません。私は将来、日本とアジアの法協力で携わることが目標であるため、今後実務に出て、目の前の事案に取り組む中で、どのような点について意識的になっておくべきか、実務家になる前に認識しておくのが有益であると思いました。

■ 今回の研修を通じて考えたこと

今回私が担当させていただいたのは、研究者や実務家の方から夏季セミナーに参加する学生に対して講義が行われる前に、基本的な単語の意味や制度趣旨の確認、各国ではどのような制度になっているかの確認等のブリーフィングでした。このようなブリーフィングでの応答や、それぞれの講義を受けた後で、学生からの質疑応答を聞いているだけでも、気づかされることは多かったです。例えば、すっかり当たり前になっていた司法の独立が当たり前のことではないこと、各国の置かれた政治的状況も踏まえつつ、これからどのような社会を目指すのかを念頭に置きながら解決策を考えていく必要があることなど、改めて知ることがで

きました。また、アジアの変化のさなかにおいて、例えば一口に民主主義といっても、どのような民主主義を目指すのか等、日本も各国も根本的にどのような社会を目指すのかということ自体が問われているように感じました。

学生たちは、日本の法制度と自分の国の法制度を比べ、日本の法制度の立法経緯やメリット、デメリットをよく質問しており、他国の法制度をそのまま導入するのではなく、立法趣旨、経緯、問題点を把握してから自分の国には適用できそうか必死に考えていました。このような学生の姿を見て、自分は彼らに後れを取っていると焦ると同時に、彼らより遅れてではありませんが、語学や文化を学び、現行法制度の趣旨、立法経緯、抱える問題点についてアンテナを張って、解決策を考えるようにしようと思いました。

また、単純に、アジア各国の向学心ある魅力的な学生たちと出会えたことで大いに刺激を受けました。今後も各国訪問やFacebook等での関わりを大切にしていきたいです。

■ 今回の経験をどのように生かすか

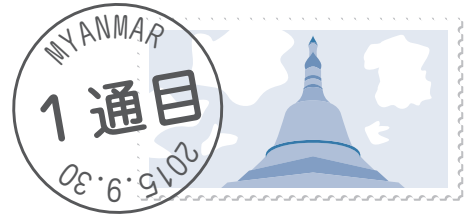
今回知り合うことができた学生たちとのつながりを大事にし、彼らから受けた刺激を力にして、今後は語学をトレーニングしつつ、目の前の仕事に精いっぱい取り組んで、まずは一人前の法曹になりたいです。その中で、アジアの国々の人と相互に法律面で協力し合えるようにになりたいです。

最後に、今回快く研修を引き受けてくださったCALEの皆様には、大変良い機会を与えていただき、心より感謝いたします。本当にありがとうございました。



ウズベキスタンにおける住民登録の問題について議論している様子

New ミャンマー便り



ミャンマー辺境地域カチン州の現状

■ はじめに

ミャンマー連邦共和国は2010年の総選挙の結果、軍事政権の翼賛団体を前身とした連邦団体発展党(USDP)が圧勝し、その後、軍部からテインセイン氏を大統領とする新政府への民政移管がなされた。その後、市場開放と民主化に向けた一定の政策が実施されてきていることは周知の通りである。国民の民主化への希求が過熱する中、2015年11月には5年ぶりの総選挙の実施見通しがあり、アウンサンスーチー女史が率いる国民民主連盟(NLD)の躍進や、上下院での四分の一の勢力を保持する軍部の動向が注目される。

このように、政治・経済の両面で転換局面にあるミャンマーは、内政上、国内辺境地域で複雑な問題を抱える。南西部ではイスラム系少数民族ロヒンギャが難民として流出し国際問題にもなり、中東部のシャン州では少数民族コーカン族武力勢力と国軍との衝突により非常事態宣言が出る事態に発展している。

今回、焦点を当てる最北部のカチン州も、麻薬の生産や取引に係る深刻な問題がある上、カチン州独立を掲げて武装蜂起するカチン独立軍(KIA)と政府軍との衝突も深刻である。ミャンマー・日本法律研究センターでは、2015年3月に大久保特任講師、ジャブ研究補助、及び私で、ミッチーナ大学との連携協議を目的にカチン州に入った。この際、カチン州内の現状について現地調査を実施しており、以下では調査情報のうち、主に国内避難民の問題について記述したい。



ミッチーナ空港前の様子

同地に来る外国人の多くは援助機関や国連職員であり、空港前の小さな駐車スペースにもWFPやUNICEFの車両が待機していた。

■ カチン州の概要

カチン州はミャンマー最北に位置する人口120万人程の州である。州の北部、東部は中国と、西はインドと国境を接する。ミャンマーは国内の90%程が仏教徒だが、カチン州では英国植民地時代の伝道活動の影響により州内の人口の大半がキリスト教徒である(プロテスタントのバプテスト教会が多数)。

■ 国内避難民(IDP)

カチン州では北部で政府軍とカチン独立機構(KIO)との間で紛争が続いている。エーヤワディー川に建設されるダム(ミッソングダム)を巡る居住地移転問題や、同ダムの電力権益等を得ようとする中国の影響が絡む係争等が深刻化したもので、この紛争から逃れるため、多くの国内避難民(IDP)が発生している。IDPとは戦乱等により居住地から追いやられる住民であり、彼らが国境を越えた場合には難民となる。カチン州内のIDP数は10万人以上とされ、うち3万人以上が政府管轄下の地域に、7万人以上がKIA管理地域に居住するという。ミャンマー国内では、東部のシャン州や西部のラカイン州でも類似事例があり、国全体で30万人以上のIDPが発生しているとの推計もある。

こうした人々に対しては、現地のNGO等がキャンプの運営を通じた生活支援を行っている。今回、カチン州で世界食糧計画(WFP)や国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)といった国連機関やEUの支援を受けて、ミャンマー国内において20のIDPキャンプを運営するキリスト教系慈善団体である「カチン・バプテスト・コンベンション(KBC)」の二つのキャンプで調査を実施した。

■ Mana KBC IDP キャンプ

Mana キャンプはKBCが運営する最大級のもので、427世帯2300人程が居住する。キャンプ内では木や



元名古屋大学
大学院法学研究科
特任講師
波多野 英治

竹などで作られた家屋が長屋状に並び、概ね5人にその一室が割り当てられる。KBCはカチン州のIDP問題を国連が支援する前からManaキャンプを運営しており、後に国連の支援によりトイレ設備や食料が提供され、居住環境が改善された。

この他、国際機関や援助機関の支援を受けて看護師のサポートがあり、キャンプ住民が病気になった場合には無料で病院にかかれる体制も整った。ただ、この通院にも問題があり、キャンプ住民は診察費が手当されるものの薬代は自費となる。Manaキャンプ訪問当日もこのキャンプから病人が発生して病院にかかったが、薬代等およそ100,000チャット（10,000円程度）を自己負担しなくてはならない状況が発生していた。こうした経費支出は通常キャンプ住民には困難であり、医療アクセスにも重くのしかかるという。

また、キャンプ住民は教育についての問題も抱えている。キャンプには優秀な学生も多いが、彼らも金銭上の問題で高等教育を受けることはできず、生活改善への長期的支障の原因になる。

■ Shwe Zet IDPキャンプ

このキャンプは2011年6月に運営を開始し、当初300人程であった居住者は、現在88世帯401人にまで増加している。UNHCRから食料、医療品等の支援を、NGOのPLANから栄養プログラムの提供を受ける等しているが、運営資金の問題が深刻であり、スタッフ雇用が適切にできていないとの話があった。

同キャンプ職員、及びその運営を行うKBC幹部が



Mana KBC IDP キャンプのバラック

木材の柱に竹などを編んだ素材の薄壁が取り付けられている。非常に質素な作りであるが、軒先には太陽電池パネルにスマートフォンを接続して充電している風景も散見された。



Mana KBC IDP キャンプの様子

バラックの一部を改造して雑貨屋が営まれていた。

らは、キャンプ運営上の課題を聴取した。それによると、現場における問題としては医薬品の不足、そしてプロジェクト上の問題としてはリターニング・プログラムの実施が課題としてあげられた。リターニング・プログラムとは、IDPを元の居住地に再定住させるものである。KBCはこれを積極的に進めたいとしつつも、IDPの元居住地は、現に紛争がないとしても、軍事占領地帯やKIA管理地域である場合も多く、プログラム実施見通しを立てにくい状況であるという。

キャンプ運営では、新規のIDPを受け入れる手続上の問題があるという。新規IDPはキャンプが登録し、政府が承認する形式がとられるが、政府側ではこの承認手続きを迅速に行う体制がとられていない（このため国が公表するIDP数は実際に比べて極めて少ないという）。国連機関等が2年前に作成した新規のIDPリストも受け入れられておらず、通常の手続を経ずに居住するIDPも多いとのことであった。

■ おわりに

ミャンマーでは民主化や市場開放によりヤンゴンを中心とした大都市圏の生活は如実な変化を見せているが、辺境地域にはIDP問題のように解決に時間を要する問題も多く残る現状がある。政府はそれらの解決のため国民和解を進めるとするが、近隣諸国の影響もうけた複雑な問題は、対処方法によっては重大な国際問題ともなりうる。体制転換期においてバランスを損なわずに各問題に対処する政権運営能力が求められているといえよう。

韓国の憲法裁判における新たな試み — 憲法裁判研究院の設立と運用 —



名古屋大学
国際開発研究科
博士前期課程2年
益田 浩志

■ はじめに

2015年3月末の5日間、公益財団法人未延財団「比較法・外国法研究教育プロジェクト助成」の支援により、韓国ソウルにて憲法裁判を中心とする研究の機会をいただきました。この度の渡航では、韓国法制研究院、韓国国立国会図書館など様々な機関を訪問させていただきましたが、なかでも印象的であったのが、韓国憲法裁判所の附属機関である憲法裁判研究院（Constitutional Research Institute）にて、同研究院の研究員の方から、貴重なお話を伺うことができたことです。以下では今回訪問した憲法裁判研究院の紹介をしつつ、今日の韓国憲法裁判所が抱える課題との関連性についても言及したいと思います。

■ 憲法裁判研究院とは

憲法裁判研究院は、2011年1月に憲法裁判所のリサーチ部門を担う組織として設立された研究機関です。韓国では1988年に現行の憲法裁判制度がスタートして以来、憲法裁判所が扱う事件数が飛躍的に増加してきました。また同時に憲法裁判所が出す判決が社会に対して大きな影響を及ぼすケースが増え、憲法裁判がもつ社会的重要性に対する認識も高まってきています。このような事情を背景として、憲法裁判所が日々変化する社会からの期待に対してより適切に対応していくために、その活動をリサーチ部門から支える組織として憲法裁判研究院は設けられました。

憲法裁判研究院において実際のリサーチ業務を担っているのが、アメリカ・ドイツ・日本をはじめとする各国憲法・行政法を専門とする研究員であり、そこでは憲法および憲法裁判に関する中・長期的な観点からの研究が行われています。研究の領域やテーマについては、同研究院が独自に必要と認めるものを対象とし

て扱うほか、憲法裁判所から直接に特定のテーマに関するリサーチの要請が入ることもあります。こうした憲法裁判に特化した研究機関（特に国の運営による）は他の国においても類例が無く、今後の運用状況がいかに推移していくか、また、憲法裁判の実務に対して如何なる影響を及ぼすかが注目されます。

■ 憲法裁判所のこれからと憲法裁判研究院

ところで、こうした韓国の憲法裁判をめぐる新たな取り組みはどのように評価することができるでしょうか。そのためにはまず、韓国の憲法裁判所が直面する課題について考えてみる必要があります。韓国では憲法裁判所の活動がこれまで一定の評価を受けてきました。しかし一方で、今日の政治学の領域では、韓国の憲法裁判所をめぐる状況を「政治の司法化」（政治問題が政治プロセスではなく司法プロセスの中で解消されてしまう現象を指す）として問題視する見解もあり、憲法裁判所が批判の対象とされる場面も出てきています。また近年では憲法学からも憲法裁判所の判決に対して批判的な評価が少なからず始まっており、憲法裁判所は大量の事件をこなしながらも、憲法学・政治学からの批判に添えていくために、判決の質も同時に上げていかなければならないという難しい課題に直面しています。特に「政治の司法化」という批判に対しては判決における法的正当性、つまり判決内のリーズニングの説得力を向上させていくことが不可欠となります。

以上のような問題状況の文脈から考えてみた場合、憲法裁判研究院の設立も、憲法裁判所が判決形成に際して参照可能なリソースを確保するという点では、憲法裁判所の判決の質的向上に資するものとして考えることができます。特に、近年の憲法裁判所裁判官の構成は、研究者ではない職業裁判官によって占められているため、国内外の研究成果をそうした裁判官が参照可能な形で整備することが極めて重要です。その意味で憲法裁判研究院の導入という試みは、先述した増加する事件数への対処だけでなく、判決の質を向上させることで、憲法裁判所に向けられた批判に対しても応えようとするものとして評価することができます。

CALEからののお知らせ

■新刊書『現代ラオスの中央地方関係—県知事制を通じたラオス人民革命党の地方支配—』



瀬戸裕之特任講師（名古屋大学大学院法学研究科、ラオス・日本法教育研究センター勤務）の著書が、2015年3月、京都大学学術出版会より発行されました。

■各国法情報

今年度より、ASEANの拠点であるインドネシア、カンボジア、ハノイ、ミャンマー、ラオスの日本法教育研究センターは、各センターのホームページにて、各国法情報の

発信を始めました。（ハノイセンターは年内開始予定です。）日本法教育研究センターのホームページ（<http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp/>）より、各センターの法情報レポートをご覧ください。

■“Nagoya University Asian Law Bulletin” 創刊号

CALEは、アジア諸国の法律・政治、法整備支援、および社会科学領域における日本語教育に関する学術研究に寄与することを目的とし、3月・9月の年2回、紀要を発行することとなりました。PDF版をCALEのホームページに掲載いたします。詳細につきましては、ホームページ（<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>）をご覧ください。

CALE外国人研究員紹介

メアス・ボラ（Meas Bora）先生



University for Specialties
副学長／カンボジア

受入期間：

2015年4月20日～2015年
5月20日（1ヵ月）

研究課題：

法人の刑事責任とカンボジア
への教訓

ファム・フオン・ティ・トゥ

（Pham Huong Thi Thu）先生



ハノイ国家大学

講師／ベトナム

受入期間：

2015年9月1日～2015年
11月30日（3ヵ月）

研究課題：

アジア諸国の立法における普
遍的管轄権

CALE院生研究協力員紹介

吉田 大輝	法科大学院	修了生
服部 香歩	法科大学院	未修2年
布留谷 望	法科大学院	未修2年

伏屋 太郎	法科大学院	未修2年
松本 尋規	法科大学院	既修1年
佐藤 朋美	法科大学院	既修1年

CALE人事

【採用】

特任講師	宮田 晶子	(2015年4月 1日付)
特任講師	寺田 友子	(2015年4月 1日付)
事務補佐員	辻 華子	(2015年4月16日付)
特任講師	杉田 昌平	(2015年6月 1日付)
特任講師	伊藤 政也	(2015年6月 1日付)
特任講師	山本 哲史	(2015年7月16日付)
特任講師	土屋 千尋	(2015年7月16日付)
特任講師	小西 達也	(2015年7月16日付)

特任講師	久保山力也	(2015年7月15日付)
特任講師	村瀬 健太	(2015年7月15日付)
特任講師	泊 史	(2015年7月31日付)
特任講師	多田 健象	(2015年7月31日付)
特任講師	波多野英治	(2015年8月15日付)

【退職】

特任講師	金井 怜己	(2015年6月30日付)
特任講師	田丸 祐輔	(2015年6月30日付)

【配置換え】

CALEから大学院法学研究科へ

准教授 佐藤 史人 (2015年4月1日付)

大学院法学研究科からCALEへ

教授 稲葉 一将 (2015年4月1日付)

日本法教育研究センターからアジアサテライトキャンパス学院へ

事務補佐員 今村 栄一 (2015年7月1日付)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

「パトウサイ(凱旋門)」(ラオス首都ヴィエンチャン)

パトウサイは、1960年代に旧ラオス王国政府によってパリの凱旋門をモデルに建設されました。現在は、ヴィエンチャンの中心部に位置していますが、建設当初は周りに空き地が多く、町のはずれでした。

1975年の革命によって建設は中断され、内装が未完成のまま現在に至っていますが、今では、中にお土産を売る店が並び、ヴィエンチャンのシンボルの1つになっています。町には高層ビルが建ちはじめ、通りには車が増えるなど、周囲の風景は変わりつつありますが、今日もラオスの国の発展と人々の暮らしの変化を、静かに見守っています。

